

# 教育資金贈与信託

お子さま・お孫さまへの一括贈与が  
1,500万円まで非課税!



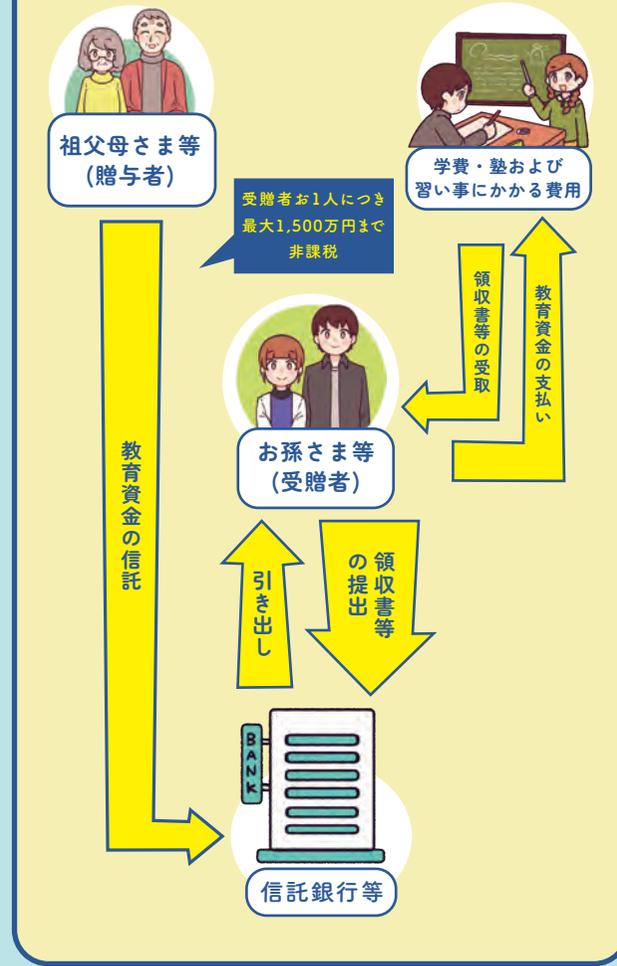
学び直し  
留学

進学



いろいろ応援できるね!

## 制度のイメージ図



### 教育資金として利用されます

- ①贈与者は、信託銀行にお金を信託します。
- ②受贈者は、信託銀行を経由して必要書類を税務署に提出します。
- ③教育資金が必要になった場合、受贈者は、信託銀行に対してお金の払出しを請求するとともに、領収書等を提出します。
- ④信託銀行は、受贈者から提出された領収書等が教育資金に関するものであるかどうかを確認します。

教育資金贈与信託を  
より詳しく解説!



信託に関するご相談・ご要望や苦情を受付けいたします。

0120-817-335 (無料)  
03-6206-3988 (携帯電話の場合・有料)  
受付時間 9:00~17:15 (土・日・祝などの銀行の休業日を除く)

## 教育資金贈与信託とは



※教育資金として使われなかった資金については贈与税が課税されます。  
※幼稚園から高校まで公立に、大学のみ私立に通わせた場合、大学卒業までの学習費の総額は約1,100万円といわれています(文部科学省調べ)。  
※贈与者が死亡した場合、条件により相続税の課税対象となることがあります。  
※23歳以上の受贈者の学び直しについては、「学校等への進学」または「教育訓練給付金対象講座の受講」にかかる費用のみが対象です。

## お手続きの流れ



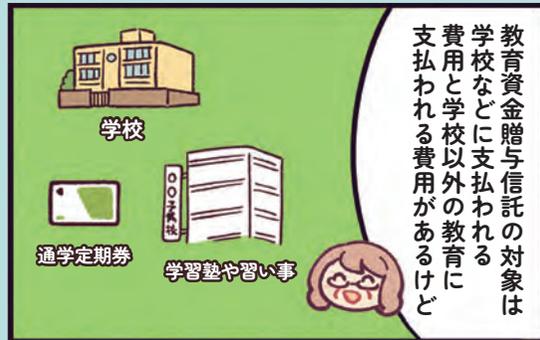
※契約できるのは1つの信託銀行等に限られます。  
※贈与を受けるお孫さま等は、次の条件を満たしている必要があります。  
1. 年齢が30歳未満であること。  
2. 信託する日(追加で信託する日を含む)の前年における合計所得金額が1,000万円以下であること。

# 学び直し



※23歳以上の受贈者の学び直しについては、「学校等への進学」または「教育訓練給付金対象講座の受講」にかかる費用のみが対象です。

# 留学



# 進学



※学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校）、学校教育法第124条に規定する専修学校、外国におけるこれらに相当する教育施設に対して支払う受験料や学費、学用品購入費などが対象となります。

# 習い事



※23歳以上の受贈者については、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用のみが対象です。